

第4章 交流・連携で広げる、 にぎわいと活力のあるまち

第1節 活力と将来性に満ちた農業の振興

第1項 農業経営の強化・・・・・・・・・・P56

第2項 農地の保全・活用・・・・・・・・・・P58

第2節 創造性あふれる商工業の振興

第1項 商工業の振興・・・・・・・・・・P60

第2項 企業誘致と雇用の確保・・・・・・・・P61

第3節 地域資源を生かした観光の振興

第1項 観光の振興と交流環境の充実・・・P62

第4節 安心できる消費生活の実現

第1項 消費者支援体制の充実・・・・・・・・P64

第1節 活力と将来性に満ちた農業の振興

第1項 農業経営の強化

【現況と課題】

本町は、首都圏近郊の農産物供給地として、米・野菜・果樹等の生産・流通体制の強化や担い手の育成を図り、安全・安心な農産物の安定供給に努めるとともに、地場農産物のPR・販売促進やブランド化を図ってきました。

しかし、環太平洋連携協定（TPP）^{※1}の発効に伴う農業に対する影響への懸念など、農業を取り巻く状況は厳しくなる一方、農産物の価格低迷や農業経営者の高齢化、後継者の不足は依然大きな課題であり、農業生産環境や本町の誇る美しい田園環境の維持、これを支える集落のコミュニティの維持に向けて、地域を主体とするこれまで以上の取組が必要となっています。

今後は、生産基盤や生産・流通体制のさらなる強化とともに、既存の組織や施設を生かしつつ、直売所等の充実と地産地消の推進、商工業・観光との連携、農の環境を生かした交流の基盤づくりなど、新たな農業の展開に向けて、町民と行政が一体となって取り組んでいく必要があります

また、八千代グリーンビレッジや憩遊館等は魅力あるソフト事業の実施などにより、都市農村交流の中核施設として、その機能の維持・拡充を図っていく必要があります。

《基本方針》

環境に配慮した持続的な農業経営の確立による安全で新鮮な農産物の供給のため、生産者と行政の連携を高め、生産・流通体制の充実を図るとともに、地場農産物のPRやブランド化、農産物加工品の開発を推進していきます。

また、担い手や農業法人等の経営を支援するとともに、就農希望者に対する受け入れ体制の強化などにより、後継者の育成に努めていきます。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
認定農業者 ^{※2} 数	263 経営体	265 経営体	農業経営改善計画における農業経営体の認定を目指す。
農産物加工特産品数	1 品目	2 品目	地場農産物を使用した加工品の開発を目指す。

※1 環太平洋連携協定（TPP）

アメリカやオーストラリアの他合計 12 か国で、工業製品や農産品、金融サービスなどについて貿易自由化を目指して交渉が進められている経済連携協定。

※2 認定農業者

農業で一定水準以上の所得を得る計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者（農業法人）。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 担い手農家の育成と後継者の確保	○担い手農家の育成とともに、就農希望者の支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の育成支援 ・新規就農・経営継承総合支援事業 ・農業後継者対策事業
2. 生産・流通体制の整備	○農業の中心経営体等の育成・確保を図るとともに、高品質米や安全・安心な「買ってもらえる米づくり」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき高品質米生産運動の推進 ・経営体育成支援事業 ・農産振興条件整備支援事業
	○野菜や果樹の園芸作物については、生産施設の整備を推進するとともに、流通体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきの園芸産地改革支援事業
	○畜産については、優良種畜の導入と生産技術の改善により、資質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・優良種畜導入事業
	○JAとの連携により、首都圏等における販売促進活動を強化するとともに、各種PRの展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・PR促進事業
	○小規模経営農家等については、直売所への安定した出荷を促すとともに、少量多品目による周年栽培等を推進します。 ○直売所運営の活性化を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所出荷の新規登録推進 ・新品種導入の支援 ・直売所の企画運営への町民参加 ・インターネットによる情報発信 ・定期イベントの開催支援
3. 農産物ブランド化の推進、6次産業化の支援	○主要な農産物や特産品のブランド化を推進するとともに、特産品の開発などに対する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物ブランド化の推進 ・農業の6次産業化^{※3}の支援
4. 都市農村交流の推進	○八千代グリーンビレッジや直売所を都市農村交流の拠点として、地元農産物のイメージアップや都市住民の農業に対する理解促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験などの交流活動の推進

※3 農業の6次産業化

農産物の生産だけでなく、食品加工や流通、販売までを農業者が主体的かつ総合的にかかわり、農業を活性化させようという取組。

第2項 農地の保全・活用

【現況と課題】

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や保水・景観形成など多面的機能を発揮する社会共通の資源です。しかしながら、高齢化や混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、こうした資源の適切な保全・管理が困難となっており、農業者だけでなく地域住民全体の参加を得ながら、保全管理や、農村環境の維持への地域協働の効果の高い取組を促進していく必要があります。

本町では、農業従事者の高齢化、兼業化が進み、農家戸数の60%が準主業、副業的農家となっていますが、担い手農家を中心に規模拡大等が図られ、地域農業が営まれています。

今後とも、認定農業者への農地集積を図り、需要動向に即応できる技術と機動力を持った担い手農家の育成を図っていく必要があります。

また、水田の基盤整備とあわせて農業用水路の整備が図られていますが、一部に宅地開発等による排水量増加のため湛水被害の出る地域があり、こうした被害を未然に防ぐため、引き続き、湛水防除事業、かんがい排水事業による対策を図る必要があります。

《基本方針》

営農体系の確立と経営の近代化を促進するため、耕地の集団化、大型機械化、作業体系化による営農の省力化、農地や用排水路等農業生産基盤の整備を総合的に推進するとともに、湛水被害を未然に防ぎ、農地の保全や活用を推進します。

（目標指標）

目 標 項 目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
農地利用集積面積	478ha	578ha	担い手農家への農地集積で、20ha/年の増加を目指す。
耕作放棄地面積	16ha	10ha 以下	現在の耕作放棄地の減少を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 生産基盤の整備	○霞ヶ浦用水を利用した畑地かんがいを行い、収益性の高い営農の確立と生産物の品質向上を図るとともに、区画整理、農道整備、霞ヶ浦用水事業を行い、優良農地の確保と農業生産の基盤を整備します。	・新規地区の発掘
	○低地帯地域への排水路の増加に伴う台風や集中豪雨時の湛水被害を未然に防ぐため、湛水防除事業や、かんがい排水事業を推進します。	・南総上流2期地区地盤対策事業
2. 環境にやさしい農業の推進	○農業用廃プラスチック※1等の収集処理を推進するとともに、農作物の安全を保障する管理システムの確立を図ります。	・農業用廃プラスチック収集処理 ・トレーサビリティシステム※2の徹底
	○耕畜連携を確立し、堆肥化による優良農地の土づくりを推進します。	・家畜排せつ物処理施設の整備
3. 農村環境の整備・保全	○地域協働により、農地や用排水路、道路等の適正な維持管理や地域の特色ある保全活動を推進します。	・多面的機能支払交付金※3 ・国営造成施設管理体制整備促進事業
4. 耕作放棄地対策	○耕作放棄地の発生防止や解消に努めます。	・農地利用状況調査実施 ・農地パトロールの実施 ・農業委員による指導、勧告
5. 農地流動化の促進	○担い手農家への農地集積を促進します。	・借り手助成金の交付 ・地域の合意づくり ・流動化の啓発、普及
6. 優良農地の確保	○農業振興地域整備計画の適切な管理運用により、集団的優良農地の確保に努め、農家の効率的・安定的な農業経営の支援を図ります。	・農業振興地域整備計画の見直し

※1 農業用廃プラスチック

栽培に使われ、農業者から排出されたプラスチックフィルム。

※2 トレーサビリティシステム

商品がどこで栽培・生産されどのように加工されたかなどが追跡可能なシステム。

※3 多面的機能支払交付金

農地や農業用水などの保全管理のため、農業農村の持つ多面的機能の維持を目的とする共同活動や施設の長寿命化などに対し助成する事業。

第2節 創造性あふれる商工業の振興

第1項 商工業の振興

【現況と課題】

現在、国の経済対策効果により景気回復のきざしが見え始めていますが、中小企業・小規模事業者の多い本町では、まだその波及効果は浸透しておらず、いまだに厳しい状況にあります。

本町の商業は、町内購買を対象とする小規模な店舗が多く、集落内に点在していますが、本町周辺への大型小売店舗の進出等により、地元消費者の町外流出が顕著であり、事業者の経営環境はますます厳しい状況にあります。

これまで町・商工会では、事業所の経営診断、経営指導、各種融資の相談等を実施し、商工業の振興に取り組んできました。

今後も、後継者の育成や青年部、女性部等活動のさらなる活性化を図り、次代をにらんだ積極的な取組を展開していく必要があります。

《基本方針》

将来に向けた創造性ある商工業の振興のため、商業では、個性的な店づくりや経営の高度化・近代化により、人々が集い、にぎわいのある商店街の形成を促していくとともに、工業では、既存企業の技術力向上や事業拡張、事業の高度化への支援に努めます。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 商工団体の育成支援	○商工会との連携強化を図るとともに、消費者ニーズの把握に努め、商工団体の育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会との連携強化 ・商工情報の提供 ・青年部、女性部活動への支援強化
2. 後継者の育成・支援	○商工会青年部との意見交換会の実施や研修会の開催などを通じて、後継者の育成や確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催 ・情報交換会の実施
3. 商工業者の経営力向上への支援	○商工会を通じて、事業者の経営指導体制や融資制度の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営等指導 ・各種融資制度の相談 ・中小企業事業資金保証料の補助
4. 創業・経営革新の支援	○商工会を通じて、創業予定者や新分野進出者への支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営等専門的指導、セミナーの開催 ・農商工連携の支援強化 ・新規創業者への支援

第2項 企業誘致と雇用の確保

【現況と課題】

本町の工業専用地域は、平塚地区に約 29ha、9社、11 施設が操業しており、また、区域西側に隣接する約 7.5ha について工業専用地域編入の手続きを進めており、関連企業が操業しております。

一方、近年の古河名崎工業団地への企業進出や圏央道、筑西幹線道路など周辺道路の整備による利便性向上に伴い、さらなる雇用の確保や工業の振興のため、新たな工業系土地利用地区の確保が急務となっており、菅谷地区 61ha、若地区 36ha、水口地区 30ha の工業系新市街地としての位置づけを踏まえ、既存の工業施設や優良農地との関係に配慮しながら、新規企業の誘致を図ることが大きな課題となっています。

《基本方針》

雇用の場の確保と工業の振興を図るため、農業生産環境や周辺集落の住環境の保全に配慮しながら、既存企業の拡充や操業環境の維持・高度化を促進するとともに、新たな企業の誘致を推進します。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	目標設定の考え方
新規学卒者の正規雇用	—	80 人 (5 年間の 延べ数)	町内在住の新規学卒者が、町内の事務所や事業所に正規雇用される人数。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 新たな企業の誘致と雇用の確保	○県や近隣市町と連携し、企業の立地動向を的確に把握しながら、今後新たな立地場所を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県や近隣市町との情報交換 ・企業への情報提供、PR活動 ・地権者等との連携強化
	○既存企業の業務拡張や新規企業の立地にあわせて、地元雇用を要請していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・立地企業フォローアップ事業 ・地元高校と企業との情報交換 ・新規学卒者の雇用促進奨励金 ・社宅・社員寮整備支援事業
2. 工場立地の促進	○県の工場立地優遇支援策に加え、町独自の優遇措置により、新たな企業の立地を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税免除 ・新規学卒者の雇用促進奨励金 ・社宅・社員寮整備支援事業

第3節 地域資源を生かした観光の振興

第1項 観光の振興と交流環境の充実

【現況と課題】

観光による町の魅力の創出や交流人口の増大は、町の産業活性化やイメージアップに大きな役割を果たします。県南西部に位置する本町やその周辺地域は、都市住民のやすらぎの場としての活用が期待されており、観光振興の重要性は大きなものとなっています。

本町ではこれまで、八千代グリーンビレッジやクラインガルテン八千代などの整備、観光パンフレットの作成や八千代町イメージキャラクター「八菜丸（はなまる）」を活用した町のPRなどのほか、茨城県と近隣7市町の連携による「新さしま計画推進会議」や県西10市町の連携による「県西地域総合振興協議会」において広域的な観光パンフレットやHPの作成を行い、観光の振興に努めてきました。

今後とも、既存資源のさらなる活用や新たな観光資源の発掘に努めながら、観光パンフレットの作成や、観光映像の作成、また、シティプロモーション事業^{※1}などのPR活動を行い、交流の拡大と八千代町のイメージアップに努めていく必要があります。

また、都市農村交流の中核的施設である八千代グリーンビレッジ内の「憩遊館」の観光資源としてのさらなる活用に向けて、施設の適正な維持やPRに努めるとともに、農業資源を観光資源に結びつけた仕掛けづくりなどに取り組んでいく必要があります。

《基本方針》

新たな地域資源の発掘や既存資源の有効活用を図るとともに、地域間交流、近隣市町との連携により、広域観光など交流の拡大による八千代町のイメージアップと観光の振興を図ります。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
フィルムコミッション ^{※2} の設立	—	設立	観光資源の発掘により、フィルムコミッションの設立を目指す。

※1 シティプロモーション事業

各種イベントでのPR活動やモニターツアーなどの実施により、観光の振興や移住・交流の促進を図る事業。

※2 フィルムコミッション

映画、テレビドラマなどの撮影支援やロケーション誘致等を行う組織。

（具体的な施策の内容）

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 観光資源の発掘・整備	○既存の観光資源を有効に活用し、整備充実に努めるとともに、新たな地域資源の発掘・整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらきフィルムコミッションへの登録 ・観光資源の発掘 ・フィルムコミッション設立の検討 ・案内看板設置事業
2. 観光事業の推進	<p>○観光マップやパンフレットの作成・配布、インターネットでの情報発信を積極的に推進します。</p> <p>○八千代グリーンビレッジを核とした観光ルートの整備や、野菜・果物の生産地として、農業体験型観光等の体制の整備強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ・パンフレットの作成・配布 ・インターネットでの情報発信 ・シティプロモーション事業 ・各種収穫体験や農作業体験等の開催 ・町イメージキャラクター「八菜丸」の活用
3. 地域連携による観光の推進	○地域連携や広域的な観光ルート・観光ツアーの検討とともに、県や他市町との連携による観光情報の提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な観光ルート・ツアーの検討 ・広域観光情報の提供
4. 交流施設や機能の連携	○八千代グリーンビレッジや憩遊館、農村環境改善センター、運動広場など、既存の交流施設の充実とともに、施設間や機能の連携を強化し、ふれあい活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設間の連携強化

第4節 安心できる消費生活の実現

第1項 消費者支援体制の充実

【現況と課題】

消費者を狙った悪質な催眠商法や住宅リフォームに関するトラブル、架空請求、不当請求、個人情報漏えい、多重債務など、消費に関するトラブルは依然として多く、内容もますます多様かつ複雑化、深刻化しています。

本町では、平成22年1月に「消費生活センター」を開設し、専門相談員が消費生活のトラブル相談に応じています。

今後とも、消費トラブルを未然に防ぎ、また被害の拡大を防止するため、相談体制を強化するとともに、消費者教育や普及啓発に努めていく必要があります。

《基本方針》

町民の健全な消費生活の定着と安定に向けて、消費生活センターによる相談指導体制の充実を図るとともに、学習機会の拡充や啓発活動を通して被害の防止に努めます。

（目標指標）

目標項目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
消費生活センターの開設	月2回	月4回	利用状況を勘案しながら、開設日数の増加を目指す。

（具体的な施策の内容）

施策	施策の方針	主な取組
1. 消費者団体の育成・強化	○消費者団体や地域リーダーの育成、強化を図ります。	・消費者団体への支援
2. 消費者相談体制の充実	○消費者相談にきめ細やかに対応し、公正、効率的に消費トラブルを解決するため、関係機関と連携し消費生活相談窓口体制の充実を図ります。	・消費生活センターの開設
3. 消費者の意識啓発	○消費トラブルを未然に防ぐため、学習機会の拡充や啓発活動を推進します。	・消費生活展の開催 ・消費トラブル防止啓発用チラシの配布